資料５

日本脳炎の積極的勧奨の差し控えに対する平成 26 年度の対応について（案）

１．第１期の追加予防接種について

平成 26 年度に８歳又は９歳となる者（平成 17 年４月２日から平成 19 年４月１日までに生まれた者）については第１期の追加予防接種が十分に行われていないことから、平成 26 年度中に第１期の追加接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。

２．第２期の予防接種について

平成 26 年度に 18 歳となる者（平成８年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた者）については、第２期の予防接種（以下「２期接種」という。）が十分に行われていないことから、平成 26 年度中に、２期接種の不足分について、積極的な勧奨を行う。

３．その他

積極的勧奨の差し控えが行われた期間に、定期の予防接種の対象者であった者のうち、１期接種を完了していた者に対しては、市町村長等が実施可能な範囲で、２期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えない。

○ 日本脳炎の定期の予防接種について　→２６年度の見通し【イメージ】

●定期接種の対象年齢
1期・・・生後6か月以上7歳6か月未満
2期・・・9歳以上13歳未満

●積極的勧奨を実施する期間（標準的な接種年齢）
1期（2回接種）・・・3歳　1期追加（1回接種）・・・4歳
2期（1回接種）・・・9歳

・マウス脳由来ワクチン接種後の重症のADEM（急性散在性脳脊髄炎）の発生を踏まえ、平成17年5月30日から、積極的勧奨を差し控え、特に希望する者のみに接種することとした。
・平成21年2月に「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が薬事承認されたことから、積極的勧奨の差し控えは平成22年3月31日に終了し、ワクチンの供給状況を踏まえつつ、順次、積極的勧奨を再開している。

※生まれた年度／平成26年度に迎える年齢（歳）

政令上の接種対象年齢

標準的な接種年齢

【積極的勧奨の実施】

25・2期　26・2期

23・1期追加　24・1期追加　25・1期追加　26・1期追加

23・1期　24・1期　25・1期

生年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
年齢	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

A
平成17～21年度に9歳。
2期の積極的勧奨を中止

平成17年度に4歳。
1期追加の積極的勧奨を中止

B
平成17～21年度に3歳。
1期・1期追加の積極的勧奨を中止

C
通常のスケジュールで実施

平成23年度：9歳（1期）、10歳（1期追加 ）接種の積極的勧奨

平成24年度：8歳、9歳（1期）、10歳（1期追加）接種の積極的勧奨

平成22年度～：3歳児の積極的勧奨を再開（通常の接種スケジュールで実施）

平成25年度までの対応

【政令改正】
・20歳まで接種可能とする者に、平成7年4月2日～5月31日生まれの者を追加(25年度)
【積極的勧奨の実施】
・1期接種の積極的勧奨　→　Bの25年度時に7歳（H18年度生）、8歳（H17年度生）の者
・1期追加接種の積極的勧奨　→　Bの25年度に時9歳（H15年度生）、10歳（H16年度生）の者
・2期接種の積極的勧奨　→　Aの当時18歳（H7年度生）の者
→　Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者
（ただし市町村が実施可能な範囲で実施）

平成26年度の対応（予定）

・1期追加の積極的勧奨　→　Bの8歳（H18年度生）、9歳（H17年度生）
・2期接種の積極的勧奨　→　Aの18歳（H8年度生）
→　Bのうち積極的勧奨の差し控え期間中に1期・1期追加の接種を完了した者
（ただし市町村が実施可能な範囲で実施）

・平成28年度から、積極的勧奨再開後の9歳児の2期接種の勧奨を予定